〇池田町地下水保全条例 令和2年2月28日条例第6号 池田町地下水保全条例

(目的)

第1条 この条例は、町、住民、事業者及び採取者が地下水の保全とかん養及び適正な利用を図り、もって住民の健康で快適な生活環境の確保、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 地下水は、住民共有の貴重な財産であり、かつ、公水であるとの認識に立ち、地下水を守り、育み、そして活かすとともに、豊かな水資源を次世代に引き継ぐため、町、住民、事業者及び採取者は、それぞれの責務を果たし、協働で地下水の保全とかん養及び適正な利用に努めなければならない。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 地下水 本町の区域の地表面下に存在する水(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。)をいう。
- (2) 住民 町内に住所若しくは居所を有する者又は町内において事業活動に従事する者をいう。
- (3) 事業者 町内において事業活動を営む個人又は法人をいう。
- (4) 採取者 町内において地下水を採取し、利用する者をいう。

(町の責務)

第4条 町は、住民が安心して生活できるよう地下水の保全とかん養に係る施策の実施に努めるものとする。

(住民及び事業者の青務)

第5条 住民及び事業者は、地下水の保全とかん養の重要性に関する理解を深めるとともに、町が実施する地下水の保全とかん養に係る施策に協力しなければならない。

(採取者の責務)

第6条 採取者は、地下水が貴重な資源であることを認識し、地下水の保全とかん養のために必要な措置を講ずるとともに、適正な地下水の採取を実施し、かつ、住民の生活環境や水循環に影響を及ぼすことがないように地下水を利用しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。